

それでは、自民党の3番手として質問をさせていただきます。

先ほどの茂野委員の質問で、高島平地域のスポーツ施設について区民文化部長からの答弁では、大きな事業は考えていないということでしたが、これから質問する事業はどうなんでしょうか。

それでは、高島平地域グランドデザインについて質問をさせていただきます。

高島平一丁目から九丁目までを長い時間をかけてリデザインする構想は、評価するところでもあります。そこに費やす時間は、長ければよいというものではないと思っております。行政計画である以上、一定の時間軸の範囲の中で成果を出す必要があると私は思っております。

地域に住んでいる方の、区民の方々の時間には限りがあります。地域的には、高齢化率の高い地域でございます。このような点を踏まえた上で、高島平地域グランドデザインの目標達成の時期はいつごろになるのか、その辺をお示してください。

○都市整備部長

よろしく願いいたします。

高島平地域グランドデザインは、将来の都市再生中方向性を示したものでございまして、施設整備につきましては、おおむね10年単位に3期の展開を掲げております。また、高島平は計画的に開発された成り立ちを持っておりまして、高島平団地や公共公益施設が整備されてから40年以上が経過していることから、都市更新の観点から高島平地域グランドデザインは、約30年後を見据えたものとしております。

○川口雅敏

30年、それまでどのぐらいの議員が残っているか。もちろん、私はもう死んでいると思うんですけども、若い議員の人は何人か残っている方もいらっしゃるかと思いますけれども、坂本区長は、それまでの間区長として仕事をしているか。これについてもちょっとわかりませんが、仮に区長が変わった場合でも、この計画が遂行されていくという、この担保はどうなんでしょうか。

そしてまた、これが非常に目まぐるしく経済状況が変わっていきます。30年の間、この計画を維持しながら遂行していくということに非常に疑問が思うわけですが、その辺の見解もあわせてお聞きいたします。

○都市整備部長

グランドデザインでは、地域特性を踏まえて課題の抽出を行いまして、高島平の都市再生に必要なテーマを設定した上で、全庁的に施策、組織を横断した横串を刺す形で、取り組みの方向性や今後の検討項目を網羅したものでございます。

したがいまして、今後、地域を取り巻く環境変化に応じて新たな事業展開や取り組み手法の改善などはあっても、グランドデザインで掲げた基本方針などの信条というべき部分は脈々と引き継がれていくものと思っております。

○川口雅敏

今回、区が高島平地域のリデザインを行おうとして参考にしているのが、柏の葉だと思っております。これは、新たな土地を開発した地域でありますから、そこに大手企業の資本も投入されておるわけでございますけれども、UDC 方式は新しい町をつくるからこそ機能したものと私は思っております。

高島平地域のリデザイン、これは完成されたもうまちですよね。まちのリデザインの難しさがあると感じておりますけれども、区にとって非常に条件が厳しい計画であると思っておりますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○都市整備部長

高島平は、柏の葉とは異なりまして、既にでき上がった市街地であります。古くから、旧市街地とは違って大規模かつ計画的に整備され、都市基盤が整っていることや、地元は元気高齢者も多く、地域活動も活発でありまして、地域資源に恵まれている土地柄でもあります。こうしたことから、まっさらな土地とは違ったダイナミックな都市再生の可能性を秘めていると認識しております。

○川口雅敏

高島平地域のグランドデザインは、旧高七小を含む区有地を再整備地区と指定をいたしております。区が保有し続けながら民間活力を導入し、公共施設の更新及び集約、新たな機能の導入を検討する、こういうことにしておると思っておりますけれども、民間活力を導入した場合、民間の考え方は収支が合うかどうか、要するに事業の採算がとれるかどうかということが第一要件となってくると思います。

区の誘導したい方向とは、必ずしも一致しない場合があると思っております。そのような意味で、旧高七小を初めとする再整備地区の開発は、協力会社となる民間企業の選定や、団地を保有する UR との連携などを踏まえ、慎重に考えるべきものと思っておりますが、区長の見解をお伺いをいたすとともに、現時点での検討作業の進捗状況、これもあわせてお尋ねをいたします。

○都市整備部長

旧高七小跡地を含みます公共用地の再整備につきましては、昼間人口をふやす意味でのにぎわい創出を初めとしまして、グランドデザインに示しました都市再生の4つのテーマを実現することとして、その効果的な実現方法として民間活力の活用を掲げております。

したがって、民間活力活用を図った場合でも、未来志向の地域ビジョンでありますグランドデザインとの乖離のリスクは低いと考えておまして、仮に生じて調整は可能であると考えてございます。

○川口雅敏

ありがとうございました。

○都市整備部長

すみません、ちょっと答弁もう少し。

なお、現在、庁内検討と並行して、昨年 11 月に設置しましたアーバンデザインセンター高島平におきましても、検討に向けた準備を進めているところでございます。

○委員長

よろしいですか。

○川口雅敏

ありがとうございました。

次の質問入ります。

児童相談所について質問してまいります。

児童相談所については、これまでの都道府県と政令指定都市には設置が義務づけられているほか、全国に 48 ある中核市にも設置が認められていましたが、費用負担への懸念から、現在のところでは、我が区が友好都市である金沢市と横須賀市のわずかに 2 市のみが設置しているにすぎないです。このたびの改正児童福祉法では、施行後 5 年を目途に、全ての中核市と東京 23 区が児童相談所を設置できるよう財政支援を行うこととしたほか、職員の対応力の向上などを目指す研修を義務化し、弁護士も盛り込んだと聞いております。

そこで質問いたしますが、まず現在、東京都が設置している児童相談所をあえて区で設置する必要性及びそのメリットは何か。また逆にデメリットは何か、お聞かせをさせていただきたいと思っております。

また、板橋区においては、区として児童相談所及び一時保護所を平成 33 年度中に設置する予定であるということでございますけれども、これは板橋区のみずからの意思決定に基づく独自の設置なのか、それとも東京都からの事務の移管なのか、設置と移管の違いと、区の見解はどうか、その辺をお尋ねいたします。

○子ども家庭部長

よろ。しくお願ひいたします。

児童相談所の設置の必要性とメリットというところからお話をさせていただきたいと思いますが、板橋区の子どもたちが、安全・安心に成長をしていくためには、住民に最も身近な区で児童相談所を設置し、妊娠、出産から切れ目のない支援をしていくということが非常に大事なことだと認識をしているところでございます。

区は、従来より子どもと家庭の支援を行ってまいりましたけれども、行政権限を持たないということから、行政処分が必要な場合、東京都の児童相談所に支援を求めなければならないという状況にございました。また、江戸川区でありました事件のように、都と区の

はざまに落ちてしまして対応が出来るということなども、課題として挙げられていっているところがございます。

区が児童相談所を設置し、行政権限を持つことで、区の判断で速やかな支援が可能となることや、区の関係部署と連携して、成長段階に応じたきめの細かい支援ができるなど、板橋の子どもは板橋区で責任を持って支援をするということができるといことで、大きな意義があるということがメリットと考えてございます。

デメリットでございますけれども、一時保護など広域的な対応というところが、若干の課題として示されているところがございますけれども、これにつきましては、特別区間で協定を結ぶなどして解決をしていきたいと考えてございます。

○川口雅敏

そうすると、東京都から技術的な支援協力はあった……。

○委員長

よろしいですか。それでは、答弁漏れということで。

○子ども家庭部長

すみません、答弁漏れがございました。

設置と移管の違いというご質問もございまして、大変失礼いたしました。

児童相談所を区で設置するということにつきましては、板橋区の子どもたちが安全・安心に成長していくための必要性から、区的意思として設置を決定したものでございます。設置か移管かという言葉につきましては、東京都の見解もいろいろありますけれども、児童福祉法の上では設置という規定でございまして、区が児童相談所を設置した場合、現在東京都の児童相談所が行っている事務は、全て区で行うということになりますので、その面については事務移管という考え方になります。

したがいまして、児童福祉法上、区は児童相談所を設置をいたしますが、東京都からさまざまな事務や支援過程が移管された上での開設という理解になると思っております。

○川口雅敏

そうすると、人的支援や財政的支援は期待はできないと」こういうことでありますね。それでは、次の質問に移ります。

今回の児童福祉法の改正について、主に児童虐待の防止に焦点を当てて実施されたわけでありまして、児童相談所については、当然のことながら、児童虐待のみの事業を実施しているわけではないわけでありまして相談の種類だけでも、大きく分けて虐待を初めとした養護相談、一般的健康管理に関する健康相談、視覚障害や言語発達障害、肢体不自由児や重症心身、知的障害、言葉のおくれ、発達障害などの障害相談、非行相談、不登校や性格行動などの育成相談等、挙げるといともありませんけれども、また、そのほかにも児童養護施設などへの施設入所による施設養護事業や、里親制度などによる家庭的養

護事業、知的障がいの子どもの援助のための愛の手帳の交付、学校などにおける不適応行動を示す子どもの治療指導事業など、さまざまな事業を実施しております。

そこで、再度確認をいたしますが、板橋区において区立の児童相談所を設置した場合、現在東京都の児童相談所で行っている事業の全て、もしくはそれ以上の事業を実施するのか、それとも東京都の事業のすみ分けを行うことを考えているのか、現段階で結構でございますから、東京都との協議をどういうことをやっているのか、それを含めてお聞かせを願いたいと思います。

○子ども家庭部長

区が児童相談所を設置いたしましたら、東京都の児童相談所で行っている事業、それからいわゆる設置市の事務と言われて、今委員ご紹介のありました事業を含めて、全て区で実施するということが必要となってまいります。そういうことでございますので、東京都との事業のすみ分けという考えは、現在のところございません。

また、区が実施をしております子育て支援に関するサービス事業は、引き続き実施をしていくということになりますので、それについてもご了解をいただければと思います。

また、東京都との協議の状況でございますけれども、昨年の児童福祉法の改正以降、特別区長会事務局で設置をいたしました特別区児童相談所移管準備連絡調整会議におきまして、財政、人事、福祉など、分野別に実務課題の協議事項を協議、調整をしているところでございまして、先ほど委員ご指摘がありましたような人的、あるいは財政的な支援がないというようなことではないというふうに理解をしております。

○川口雅敏

東京都と区の単に二重行政にならないようにしていただきたいと思います。

次に、一時保護所について質問をしてみたいと思います。

一時保護所については、簡略に言えば虐待のほか、非行、障害、病気や親の死亡などにより保護が必要な18歳未満の子どもを一時的に預かる施設であると理解をしております。虐待を受けている児童については、加害者から一時的に避難をするシェルターとしての役割も担うものでありますから、そこで質問をしてみたいと思います。

板橋区では、児童相談所と一時保護所を併設すると事前に伺っておりますが、まず一時保護所の現在予定している定員及び規模は、どの程度を想定しているのか、また、児童相談所との併設であれば、求められるシェルターとしての機能を十分に発揮できないと考えますが、見解を伺ってみたいと思います。

あわせて、東京都もしくは他区との共同設置は全く考えていないのか、その辺はいかがでしょうか。

○子ども家庭部長

一時保護所に関するお尋ねでございますが、一時保護所の定員につきましては、現在の北児童相談所で管轄をしております定員と、板橋区の子どもたちの数というところを勘案

しますと、おおむね 25 名から 30 名程度必要であろうかというふうに考えてございます。

建物につきましては、それを踏まえまして、およそ 1,000 平米程度の規模を現在想定をしているところでございます。

お尋ねのシェルター機能につきましては、特別区間の相互利用ということで対応していく予定でございます。必要に応じて他区の一時保護所を利用することで、機能を発揮できるものと考えてございます。

なお、一時保護所につきましては、板橋区独自の単独設置と考えているところでございまして、相互利用協定を締結するという方向性はございますけれども、他区との共同設置というところは考えていないところでございます。

○川口雅敏

児童相談所と併設するわけですから、事故が起こると非常に大変だと思いますので、その辺は気をつけていただきたいと思います。事故が起こる可能性が高いと思いますので、その辺はよく目配り、気配りをさせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

コストについて質問をいたします。

現在想定される児童相談所及び一時保護所のインシヤルコスト及びランニングコストはどの程度を見込んでいるの。また、それぞれのコストに対する国及び東京都からの補助金等の有無と金額、区の一般財源からの持ち出しがどの程度の金額になるのかお伺いをしたいと思います。

あわせて、現時点での児童相談所及び一時保護所設置に対する、東京都と特別区の財政調整の協議状況についてもお聞かせください。

○子ども家庭部長

設置費用及び運営費用についてでございますけれども、現時点では基本計画の策定前でございますので、具体的な金額をお示しできないところでございますけれども、板橋区がモデルとして捉えております特別区でつくりました児童相談所移管モデルというのがございまして、その大規模モデルを参考にいたしますと、設置費は約 6 億 5,000 万、運営費は約 17 億 6,000 万という試算がされているところでございます。

財源についてでございますが、児童相談所は区が設置する公共施設でございまして、一時的に区が経費を負担するということになってございます。ただ、中核市の横須賀市及び金沢市において、地方交付税措置がなされているというところでございまして、特別区においても財政調整交付金を中心に東京都との間で調整をすることを想定をしているところでございます。

また、児童相談所の関連経費につきましては、特別区を通じて、国に対して必要な財源の措置をするよう強く要望してきているところでもございます。

なお、運営費について参考に、先行の中核市で児童相談所を運営しております横須賀市、金沢市の状況でございますけれども、横須賀市の平成 26 年度決算では 13 億、金沢市につ

きましては12億という、そういった参考となる数字も出ているところでございます。

○川口雅敏

金沢も横須賀も、板橋とは人口規模が違うと思いますので、とにかく人件費1つ挙げても一般財源からのかなりの財政負担を覚悟しなければならないと思っておりますので、しっかり計画を立てて進めていただきたいと思います。

次に、人材確保について伺います。

児童相談所における児童福祉司等の配置基準については、児童福祉法施行令等に規定をされていると伺っています。児童福祉司については、管轄エリアの人口4万人に1人、そのうち5人に1人は他の児童福祉司を指導するため、おおむね5年以上児童福祉司としての勤務経験を要するスーパーバイザーを置かなければならないこと。児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置しなければならないこと。医師または保健師を1人以上配置しなければならないこと。さらに、法律に関する専門的な知識、経験を有する業務に的確かつ敏速に対応するため、弁護士を設置することとなっております。また、一時保護所については、心理療法担当職員、個別対応職員、嘱託医、保育士、栄養士、調理師及び看護師を配置しなければならないとなっております。

そこで伺いますが、まず板橋区の人口56万人に対して、どのような職種をそれぞれ何人の職員を確保しなければならないのか、確認をさせていただきます。また、児童相談所及び一時保護所設置までの間で、所長候補から中堅、若手職員と、年齢や経験などの職員構成に考慮した人材の確保及び育成をどのように進めるのか、具体的な方法及びタイムテーブルをお伺いいたします。

○子ども家庭部長

児童相談所の職員でございますけれども、児童福祉司14名、児童心理司7名、弁護士1名、医師2名のほか、事務職や非常勤職員などを合わせますと40名程度になるというふうに見込んでございます。

また、一時保護所につきましては、児童指導あるいは保育士を合わせて15名、看護師一、二名のほか、非常勤職員を合わせまして20名前後必要になると見込んでいるところでございます。

この職員の育成、確保でございますけれども、児童福祉司に関しましては、来年度から児童相談所へ2年間派遣を行うとともに、児童福祉司任用資格を持った職員を子ども家庭支援センターに配属し、児童相談所への短期派遣研修、あるいは現場への同行等により、開設までに確保、育成をしております。

児童心理司につきましては、30年度から順次採用し、児童相談所への長期派遣を行い、開設に備えるとともに、一時保護所の職員も、開設前年には東京都などの一時保護所へ派遣し、育成を行うというようなスケジュールで考えてございます。

いずれにいたしましても、現場での経験が非常に重要であるということをご指摘のとおりでございます。専門性あるいは適性、経験値、こういったものを考慮して、開設に備えて職員を確保、育成してまいりたいと考えてございます。

○川口雅敏

改めて確認をさせていただきます。

まず、1 つ目は、現在、特別区の事業で児童福祉司の業務に当たる事業はないと伺っております。これに間違いはないのかどうか。

2 つ目に、板橋区の人口規模からして、最低基準として今言われた 14 人の児童福祉司が必要であり、そのうちの 3 人は児童福祉司として 5 年以上の実務経験を有するスーパーバイザーでなければならないこと。

3 つ目は、1 つ目の質問に関連いたしますが、現行法のもとでは、子ども家庭支援センターでの相談業務に幾ら従事しても、スーパーバイザーはおろか、児童福祉司になるための資格となるような経験に含まれないことで間違いはないか 0

そして、4 つ目として、現在当区の職員である児童指導 1 名を東京都の北児童相談所に派遣をしているということでもありますけれども、その方は、児童福祉司の資格を持っているのか、いないのか。また資格を持っていたとしても、実務経験から平成 33 年までにスーパーバイザーにはなれないと考えますが、その辺は間違っているかどうか、お尋ねいたします。

○子ども家庭部長

4 つの点についてご確認をとということでございました。

1 つ目の特別区で児童福祉司の業務に当たる事業というところでございますけれども、東京都において設置が促進され、児童相談所と同様に虐待通告や相談を受けている各区の子ども家庭支援センター、これが児童相談所に非常に近い業務を行っているところでございまして、児童福祉司の資格を持った職員も現に配属をされてございます。

2 つ目でございます。スーパーバイザーについてでございますが、ご指摘のとおり、児童相談所において 5 年以上の実務経験が求められているところでございます。

3 つ目でございます。子ども家庭支援センターでの実務経験についてでございますが、現在の制度におきましては、スーパーバイザーの実務経験には含むことができないというところはご指摘のとおりでございますが、児童福祉司の経験につきましては、子ども家庭支援センターを任用資格に必要な指定施設として指定するという方向で、国のほうが今検討をしているという情報が入っているところでございます。

4 つ目の派遣職員の児童福祉司の資格でございますけれども、児童相談所には、児童福祉司の任用資格を持った職員を派遣をしてございます。したがって、研修期間中に児童福祉司の資格を取得して帰ってくるものでございます。ただ、児童相談所の実務経験が 2 年ということになりますので、開設時のスーパーバイザーにはなれないというのはご指摘のとおりでございます。

○川口雅敏

そこで、改めて伺いますけれども、児童相談所並びに一時保護所の職員をどのように確

保していくか、具体的にお示しをください。また、児童心理司については、心理療法担当職員も加えると、最低でも9人から10人程度は必要になるのかなと思います。来年度の心理職の採用予定数は何人なのか、また、その辺はどのような根拠を持って職員を選定するのか、お尋ねをいたします。

○子ども家庭部長

職員の確保につきまして、児童福祉司は東京都の児童相談所への派遣、あるいは任用資格を持つ職員を子ども家庭支援センターに配属し、研修、OJT、あるいは児童相談所の職員との同行支援といったところで経験を積ませ、育成をしていく考えでございます。

スーパーバイザーにつきましては、非常に課題が残るところではございますけれども、東京都からの派遣を要請していくとともに、そのほかの手法についても、今後検討してまいりたいと考えてございます。

一時保護所の職員につきましては、区の職員の中から、開設前年度に東京都などの一時保護所に長期派遣するなどして実務経験を積んだ上で、開設に備えるものでございます。それから、児童心理司でございますけれども、これは来年度の試験から心理職の採用を特別区の人事委員会で開始をいたします。それを踏まえまして、30年度の採用からになりますけれども、区でも計画的に採用をしてまいりたいと思っております、児童福祉司2名につき1名という児童相談所運営指針に基づきまして、開設までに7名を採用する予定で考えてございます。

○川口雅敏

今の答弁の中で、スーパーバイザー、都から派遣をされるというふうな話がございましたけれども、22区皆そのような気持ちで待っているのでしょうか。その辺はいかがですか。

○子ども家庭部長

児童相談所の経験が5年以上ということになりますので、それは人材が限られて取り合いになるということは事実でございます。それにつきましては、23区から東京都に対しまして、その辺の職員の派遣について要請をしていくということでやっていくところでございますけれども、そのほかに、全国に児童相談所があるわけでございますので、その経験者につきまして募集をして、任期つきで採用していこうというような区もあるというふうに聞いているところでございます。

その任用あるいは採用につきましては、人事当局と相談しながら、具体的な方法を詰めていきたいと考えてございます。

○川口雅敏

それでは、最後の質問に移ります。

児童相談所の設置に関して、これまで練馬区を除く22区、それぞれの区の判断でできるところから順次設置をしていくと、こういうふうになっておりました。ところが、東京

都の提案により、まず荒川区、江戸川区、世田谷区、これが先行して設置をして、その状況を見据えて板橋区も含め他区が判断していくという、いわば重要な方向転換が区長会で決定をされたと聞いておりますけれども、その事実確認と、それでも板橋区の設置計画に変更はないのか、その決意をお聞かせください。

○子ども家庭部長

児童相談所を設置するためには、その計画案について都道府県の計画の確認という作業が必要になってまいります。その作業につきまして、希望する 22 区が一斉に計画案を出してこられても、東京都のほうでは受けられないよということが言われてございまして、当初は無理というような話だったところでもございまして、粘り強い区長会等の区長等の折衝によりまして、まず東京都から、先行して二、三区から計画案の確認作業をモデル的に実施するというご提案がなされたわけでございます。

区長会等で検討した結果、開設予定を平成 32 年度としている世田谷区、荒川区、江戸川区の 3 区をまずモデルの確認実施区ということで、先行して東京都と計画案の確認作業を進めていただくということになったところでございます。

ただ、3 区の翌年に開設を予定をしております設置希望区は、板橋区も含め多数あるということでございまして、その状況を受けとめまして、この 3 区だけではなく、モデルの実施区の数をもっともっとふやしてくれということで、東京都にはお願いをしているところでございます。

また一方、この 3 区に限っても、モデルの確認実施区での協議状況、これは各区に還元するということによりまして、後続の区につきましては、スムーズに東京都との確認作業が進むというふうに考えているところでございます。

したがいまして、板橋区におきましては、予定どおり平成 33 年度中の開設を目標に設置計画を進めてまいりたいと考えてございます。

○川口雅敏

私が思っていることをちょっと述べさせてもらおうと、本当に児童相談所の運営は、警察とか学校、保育園や幼稚園、医療機関、東京都各特別区など、さまざまな機関との連携が非常に大切だと思っております。だからこそ、人材から施設、ほかの機関との連携など、全てが完璧でないと、なかなか踏み込んでいけないんじゃないかなと私は思っているんです。ぜひ、その辺を踏まえて慎重に、また、やるからには失敗のないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○委員長

以上で、川口雅敏委員の総括質問は終了いたしました。